

行政とちぎ

— 目次 —

- この指とまれ・・・・・・・・・・・・・2
- 県との共催による研修会開催・他・・・・・・・・3～7
- 書士会日誌・・・・・・・・・・・・・8～11
- 支局情報・・・・・・・・・・・・・11
- 経営事項審査に係る改正及び再審査について・・・12

この指とまれ

栃木県行政書士会 業務開発部長 毛塚勝行



子供のころ、「 する人、この指止まれ」といって、何かを一緒にする人を集めに回ったことを覚えていないでしょうか？

業務開発部では、今年度、成年後見制度をはじめ、いろいろな業務を研究してきました。行政書士が携わる業務は、他の士業と大きく異なり、かつ広範囲にわたるものです。そのため、行政書士ですと一口で言っても、建設業関係許認可分野を主とする会員もいれば、土地利用開発許認可分野や運輸関係許認可分野などを得意とする会員もいます。逆に、近年、それぞれの業務が専門特化してきたために、会員自身が携わっている業務以外の分野は全然分からなくなってきているのではないのでしょうか。その上に、ここ数年来の規制緩和・電子申請化・度重なる法規改正などの、行政書士界を取り巻く環境の激変により、今まで行政書士しかできないとされてきた既存開発業務でさえ、将来にわたっても行政書士の糧としてはいられない状況になっております。

そのような現状認識に立って、業務開発部では、いろいろな新規に開発すべき業務を研究してきました。その中で、任意後見人、遺言・相続・遺産分割の業務は、行政書士が「街の法律家」として、特に適する分野であります。したがって、平成18年度は、その業務研修を体系化して行い、かつ研修を修了した者の名簿を作成して家庭裁判所・公証人役場に送付する事業を計画しております。また、日行連において推進しております各単位会においてADR認証機関を立ち上げる事業を、当会においても来年度、研究開発に着手いたします。

業務開発部では、来年度は「 する人、この指止まれ」と会員の皆様に声をかけて走りまわります。どうぞひとりでも多くの会員の皆様が、その指に止まってくれることを願いながら、「怪人」？否、「会人」として与えられた残り1年間の職責を果たしていきますので、会員の皆様よろしくお願ひ申し上げます。



県との共催による研修会開催



去る平成18年2月17日(金)午後2:00より栃木県教育会館小ホールにて、栃木県及び栃木県行政書士会共催による研修会が開催された。テーマは「個人情報保護法について」であり、講師は、栃木県文書学事課情報公開推進室室長 神戸英樹様をお願いした。

研修会のテーマに「個人情報保護法について」を選んだ理由だが、平成17年4月1日から個人情報保護法が施行されたが、その内容につき認識が乏しく、行政書士及び行政書士会として何らかの対応を考え、さらに広く会員の皆様にも情報を提供するために選択した。

県との共催による研修会は2年に1回程度実施しているが、毎回テーマの選択に苦慮している。今回参加した会員は約80名で会場はほぼ満員となり盛会のうちに無事終了した。

会員の皆様には深く感謝しております。ご協力ありがとうございました。

(総務部 岡井正樹)

全国ADR運営担当者会議

表記会議が平成18年1月25日(水)日行連会館地下講堂において開催された。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(通称ADR法)が成立し、その認証機関を各单位会において立ち上げるべく、日行連はADR推進本部を設けて活動してきました。その取組みの経緯、取組方針、機関立ち上げに係るアンケート集計結果、機関の認証基準及び手続実施者養成研修、ADR認証機関の業務分野の特定、単位会におけるADR機関の制度的位置付け、日行連からの助成などについて、矢継ぎ早に現状報告を受けました。日行連ではモデルケースとなる単位会を指定し、優先的にかつ活動助成し、ADR手続実施者養成研修並びに認証機関を立ち上げることとなりました。残念ながら、当会は指定を受ける事はできませんでした。日行連では、既に本年度にADR特別委員会を設け、かつ予算並びに事業を執行している単位会を優先して指定した事由からである。当会が指定を受けるのは、現状では早くも平成19年度以降となることが予想される。緊急に当会としてのADR運営に関する方針を決

めなければならないものと思われる。しかしながら、日行連が立ち上げようとしている認証機関は、あくまでも当事者の自主交渉援助型の調停機関である、つまり、他の士業の法律専門家としての評価型調停と違うこと。また、機関を設けても採算性は疑問であること。社会貢献、行政書士の社会的地位向上と行政書士制度の基盤強化、かつADR代理権獲得の為にその事業として取り組まなければならないこと。以上の日行連取組方針をつぶさに鑑みれば、逆に、当会としては、ADR運営に関する取組方針を沈着冷静に立て、尚且つ、当会が進むべく方向が誤らないものにできる時機を与えられたものともいえるのではなからうか。

ADRに関する資料は当会に備え付けております。また当会ホームページの会員専用ページにも関連する資料が掲載されております。会員の皆様におかれましては、どうか前記資料等をご一読の上、忌憚のないご意見を当会宛お寄せ戴ければ幸いに存じます。

(業務開発部 毛塚勝行)

県による外国人関係相談機関連絡会議

平成18年2月2日午後1時30分より、とちぎ国際交流センターにおいて、栃木県生活環境部国際交流課が主催する「外国人関係相談機関連絡会議」が行なわれ、当会業務研修部より風間洋・渡辺良樹の2名が出席しました。

この会議は県内の外国人相談員の資質向上を図るとともに、外国人関係相談機関の連携及び各相談員等のネットワークの構築を図ることを目的とするものであり、市町村の担当職員・職業安定所・警察署・警察本部・その他の行政機関、国際交流協会・グローバルグループ・その他の支援団体、自治医大病院・独協医大病院・その他医療機関、当会及び県弁護士会など29機関の「外国人関係の相談業務に携わる職員等」約50名が参加致しました。

最初に「外国人に関わる法律知識」と題して、東京弁護士会の弁護士大木和弘先生による入管法、特に在留資格についての講義を聴き、質疑応答がなされました。

次に、各関係機関が抱える諸問題について意見交換を行ないました。

この中で最も多かった意見が通訳者の不足、専門用語や誤訳の不安など言葉の問題であった為、外国人相談の円滑な対応への第一歩として、通訳を中心としたネットワーク作りを行なう事が必要ではないかと提案が出され、第1回目の会議が終了しました。

この会議の詳細については、翌日2月3日の下野新聞で報道されております。

私達行政書士も業務を通して、外国人と関わる機会が少なくありません。外国人にとって、本邦で活動する為の基盤は在留資格であり、その許可・認定申請手続きを専門とする私達は、外国人が日本において安定的かつ継続的にそれぞれの活動が円滑に行なえる為に、本会議の関係機関や入国管理局との間の重要なパイプ役を担っております。

今後言葉の問題を含め、日々研鑽して行かなければならないと思います。

(業務研修部 風間 洋)

栃木県主催 人権講演会

平成18年2月16日(木)栃木県主催の人権講演会がとちぎ男女共同参画センターにて開催されました。

講演会は2部構成になっており、第一部は元NHKアナウンサー広瀬久美子さんの「ばら色の人生のために」という題の講演でした。広瀬さんはNHKのアナウンサー時代「週刊ボランティア」「平成世の中研究所」「NHKスペシャル」「きょうの料理」「婦人百科」「趣味の園芸」などの数々の番組を担当されており、NHKアナウンサー時代の経験をもとに、言葉をおして、人権についてわかり易く講演されました。主に、週間ボランティアという番組において、障害者とのふれあいをとおして人権について考えさせられたことや、職場・仕事をとおして人権についての経験談などユーモアを交えての、幅広い内容でした。

第二部は法務省人権擁護局が作成した「こころひらくとき」という映画の上映でした。主人公の新聞社につとめる女性の目をおしての人権、職場・出産をめぐる女性の人権について主に描かれていました。

人権について、普段あらためて考えるということとはあまりないように思いますが、行政書士の職務上、官公省への書類の提出を含め、権利義務・事実を証明する書類の作成など、人権について少なからず考慮する場面が多々あるのではと感じた一日でした。

(総務部 古家光治)

著作権フォーラム 2006 ~ IT時代と日本の著作権ビジネスの可能性 ~

平成18年2月10日(金)午後1時より、有楽町のよみうりホールにおいて、著作権フォーラム2006が日本行政書士会連合会・東京都行政書士会の共催のもとに開催されました。

栃木県行政書士会副会長の前澤眞一先生とともに参加してきました。

第1部として、主催者・来賓挨拶のあと、基調講演として「IT時代の著作権」を半田正夫先生(学校法人青山学院常務理事/法学博士)が講演されました。

第2部は、パネルディスカッション「進化するコンテンツ時代に求められる著作権ビジネスとは」が開催されました。

今回のフォーラムでは行政書士以外の方も多数参加されていました。来場者も多く、ほぼ満席の状態でした。各業界からの著作権への意識の高さを感じられました。

連合会としても、会員が研修を受け、一人でも多くの相談員が増えることを希望しています。

(業務研修部 江藤正巳)

コーディネーター

半田 正夫

(学校法人青山学院常務理事/法学博士)

パネリスト

久保田 裕

(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
専務理事/事務局長)

上野 博

(社団法人日本芸能実演家団体協議会 常任理事)

海部 正樹

(米国法人Wowmax Media、
LLC代表/プロデューサー)

阿部 誠

(日本行政書士会連合会 知的財産推進本部委員
東京都行政書士会 知的財産・経営会計部部長)
〔敬称略〕



「日経パソコン」誌上より、あついエール!!



(「日経パソコン」3/13号 P.147)

「日経パソコン」最新号(06/3/13)に、「著作権処理は行政書士におまかせ」という意見記事が、大きく1ページ掲載されました。

執筆者は、上記「著作権フォーラム」でのパネリスト久保田裕さん。行政書士の仕事は、遺言だけではないとし、「目指せ庶民の知恵袋」とあります。

現代のビジネスは著作権を含む知的財産権の知識なくしては成り立たない、という同氏はまた、情報モラルを学びITを活用することで、地域の活性化に貢献したいと考えておられ、この地域社会への情報モラルの浸透に、行政書士は欠かせない存在だと気がついた、と述べました。

「行政書士が著作権処理について気軽に相談できる存在になれば、知財立国の足下を固める上で大きな地位を占めるだろう」と述べ、「同じ目標を持つパートナーとして協力していきたいと考えている」と結ばれています。

最新情報をご確認ください。

「掘るまいか」上映会 開催

平成18年2月18日(土)午後2時から、宇都宮市の総合コミュニティセンター大集会室で、「掘るまいか」の上映会が開催された。とちぎボランティアネットワークの協力を得て実現したこの上映会。同ネットワークの担当者との打ち合わせの中で、新潟の山でもはびこる「竹」のことが話題となったことから、上映会のシンボルを「竹」にしぼった。募金箱を竹で作り、来場者には竹炭をお配りした。一見「厄介者」にみえるものを、むしろプラスにかえていく思いもこめての上映会だった。

以下、当日の様子をドキュメント風に私的にまとめてみた。



朝10時、総合コミュニティセンター大集会室に集合。椅子並べと竹炭詰めめの2班に分かれて会場設営。上映担当のとちぎボランティアネットワークのスタッフもみえて準備完了。来場者を待つ。

どれだけのかたが来て下さるだろうかという心配もあったが、緑のチケットを持った方が続々みえて、椅子を次々に増設した。用意した配布物も足りなくなって嬉しい悲鳴。

しかし、好事魔多し。順風満帆で船出したこの上映会だが、一番盛り上がるところで突如の画面停止。凍りつくスタッフ。まず最初の中断となった。

しばしの休憩後、再開。しかしもう気が気ではない。穴掘りは8割まで来た。もう少しだ。だがまもなく再度の中断。司会の山本会員が見事なフォローをする。田代会員がボランティアネットワークの機器に替えて自分のパソコンをつなぐ。懸命の対応。何とか形にしたものの、申し訳なさいっぱい。

それでも、今回の上映会で一番素晴らしかったのは来場者の皆様だった。再開後のフィルムが一気に「トンネルは開通した」にジャンプした時、

どっと笑いがおこった。この包容力。数々の不手際も笑い飛ばしてくださった温かさ。これらの大きな心に支えられて、最後に「ジュピター」の音楽にのせた災害と復興の映像を流してなんとか終章にたどり着いた。

トンネルの穴掘りの苦悩を、別の意味で同時進行で感じた上映会だったが、そもそもDVDによる上映会の限界について、もう少し危機感を持っているべきだったと、主催者としての責任を感じている。質の良いものこそを無料で提供する、というところに行政書士会企画のスタンスがあるはずである。無料というのは、そういう意味で重いものだ。ボランティアスピリッツの真髄にも通じるものである。そのことを忘れずに、来場者の思いに応えていかなければならない、と企画する時の責任と覚悟を改めて感じた。

チケット把握による来場者135名。アンケート回答数は64通。結果は次ページの通りです。

なお当日は、支局長や宇都宮支部の皆様の協力を得て開催することができました。心からお礼申し上げます。

(広報部 新井紀代)





アンケート集計結果（回答数：64）

1. 映画について

大変よかった	36
まあまあよかった	19
普通	2
あまり良くなかった	2
無記入	5

2. この企画をどこで知りましたか

（複数回答があったのでトータルはあわない）

行政書士	25
新聞ラジオ	18
知人友人	22
チラシ	2
その他	2
無記入	1

3. 「行政書士」を知っていますか

いいえ回答	5
-------	---

4. ~行政書士に依頼したことがある方へ~

それはどの分野でしたか

相続	10
遺産分割	2
契約	4
営業許可	2
自動車	12
土地	11
国際	1
その他	2

5. その他、ご意見・ご感想などご自由にどうぞ！

雪国の所苦常たいへんですね

途中中断もあったが、部長のあいさつどおりトンネル開通と同時進行的でよかったのでは…。

多くの方の苦勞があり、何卒此の強さと地盤が思ひが観じ取れた

上映地の近くで20年間すごしました老人です。雪のおそろしきは老年になっても思い出されます。今冬も仲々大変なことと思います。ありがとうございました。

長岡出身で栃木に来り20年になり可。遠くはそれな栃木の人がかこもんなにいっしうけんめい考え承継してくれらることに感謝しました。みなさんの温かさ、自分も何かしなくては…と思います。

折角の企画ですので映写設備の良好な場所が実施して欲しかった

映画の内容はよかったと思はすが途中中断が残念でした

中断されたのは残念であったけれどダンケツ心が一になることの大切さをあらためて感じました。最後までみれなかったのが心残りでした。ありがとうございました。

余んたか、中だんばかりで疲れてしまつた。最後まで見たかたです

行政書士会としての社会貢献を一つの形にした企画に感激しました

大変感動しました



日/曜日	内 容	出 席 者	頁	
1日	水	広報活動	新井部長 小室会員	
2日	木	外国人関係相談機関連絡会議	風間部長 渡辺専門部員	P.4
8日	水	業務開発部会	会長 秋田副会長 毛塚部長 手塚副部長 松岡英彦理事 井上理事 廣田理事	
		成年後見制度についての研修会	風間部長 石田副部長 講師：井上理事 松岡英彦理事 白澤会員	
		黄綬褒章記念祝賀会	発起人、総務部員	P.5
10日	金	著作権フォーラム	前澤副会長 江藤理事	P.4
		編集会議	会長 秋田副会長 新井部長 清水副部長 大石理事 山本理事 田代理事 金敷専門部員	
13日	月	会計精査	松本副部長	
14日	土	新会社法についての研修会	前澤副会長 風間部長 講師：松岡敏郎理事	
16日	月	総会会場の確認	会長	-
		新入会員オリエンテーション	会長 岡井部長 和賀井理事	-
		総務部会	会長 宮嶋副会長 岡井部長 木下副部長 鈴木康夫理事 和賀井理事	
		人権講演会	古家専門部員	P.5
17日	火	正副会長会	会長 秋田副会長 前澤副会長 堀越副会長 宮嶋副会長 岡井部長	
		県と共催による研修会	会長 秋田副会長 前澤副会長 堀越副会長 宮嶋副会長 岡井部長 木下副部長 鈴木康夫理事	P.3
		綱紀委員会	神山委員長 嶋崎副委員長	
18日	水	映画会	広報部 支局長 宇都宮支部	P.6
21日	火	茨城県電子申請講習会	田淵委員長 白澤理事	
23日	木	制度推進部会	会長 堀越副会長 石塚部長 小室副部長 岩本理事 鈴木昇理事	
		正副会長・各部長・委員長会議	会長 秋田副会長 前澤副会長 堀越副会長 宮嶋副会長 岡井部長 木下副部長 新井部長 石塚部長 風間部長 毛塚部長 田淵委員長 神山委員長	
24日	金	成年後見全国行政書士協議会 設立へ向けての意見交換会	井上理事 廣田理事	
27日	月	宇都宮情報政策課との協議	前澤副会長 田淵委員長 白澤理事	
		司法支援センター意見交換会	宮嶋副会長 前澤副会長 岡井部長	
28日	火	映画会報告・ホームページ更新	新井部長 田代理事	-



広報部 広報活動

1日 AM10:00~PM12:00

【内容】

映画会の広報活動を実施した
栃木よみうり、読売新聞、下野新聞、
日本経済新聞、朝日新聞、サンケイ新聞
CRT（栃木放送）、とちぎテレビ

業務開発部会

8日 AM10:00~PM12:00

【内容】

1. 成年後見制度研究会の設立について
2. ADR（裁判外紛争解決手続）への対応について
3. 平成17年度事業報告を作成
4. 平成18年度事業計画（案）策定及び予算（案）編成
5. その他の業務の研究

【決定・検討事項】

1. ・会長に現在までの審議状況を報告し、かつ今後の部会活動計画につき協議した。
・成年後見全国行政書士協議会（仮称）設立に向けての意見交換会の出席者の調整。
2. 全国ADR運営担当者会議の報告及び今後の対応について協議した。
5. 会社のコンプライアンス業務の研究

成年後見制度についての研修会

8日 PM1:30~PM4:50

【内容】

- 1 時限目 『成年後見制度の概要』
内容：概要及び実例について
講師：井上尉央会員
- 2 時限目 『任意後見制度について』
内容：契約類型、内容並びに任意後見契約の実務
講師：松岡英彦会員
- 3 時限目 『法定後見制度について』
内容：法定後見開始の審判申し立て手続き
講師：白澤 茂会員

広報部 編集会議

10日 PM13:30~

【内容】

1. 行政とちぎ2月号の編集について
2. 会報編集・校正について
3. 映画会の取り組みについて
4. 平成17年度事業報告書・平成18年度事業計画書について

【決定・検討事項】

3. 当日の役割分担
・会場のレイアウト
・竹の募金箱の説明書（鋳止め看板の用意）
・応募状況
4. 原稿料の確認
5. 事業予定のうち、「統計・世論・報道機関」について確認と検討

会計精査

13日 PM1:30~

【内容】

1. 会計精査（12月分~1月分）
・一般会計、頒布品会計

新会社法についての研修会

14日 PM1:30~PM3:30

【内容】

『新会社法』
内容：新会社法的主要改正点について
講師：松岡敏郎会員



「成年後見制度」研修会 講師陣



「新会社法」研修風景

総務部会

16日 PM1:00~PM5:00

【内容】

- 1.平成17年度事業報告、同決算について
- 2.平成18年度事業計画について
- 3.例規集の見直しについて
- 4.会員名簿の発行について
- 5.会則の一部改正について
- 6.登録変更について
- 7.顕彰について
- 8.その他
- 9.県との共催による研修会について

【決定・検討事項】

- 3.新日本法規の説明を聞き、例規集1000部で再見積。パソコンを利用する対応についても検討してゆく。
- 4.担当)鈴木康夫理事 次回までに対応
- 5.正副部長で検討する
- 8.・5/19小山で総会の件、会長現地調査で問題なし
・支部長に対して要望を聞くアンケートを実施したい

正副会長会

17日 AM10:00~PM1:00

【内容】

- 1.平成18年度における事業執行計画について
 - ・平成18年度総会開催場所
 - ・組織の見直しについて
 - ・司法支援センターの取組みについて

【決定・検討事項】

- ・総会開催日時、場所
5/19(金)午後1時30分~
『小山グランドホテル』
- ・組織の見直しは現状のままとして運用することを決定
- ・諸会議費を次年度予算計上(上積)を行い、部長、委員長会、支部長会を開催する。

綱紀委員会

17日 PM4:00~PM5:00

【内容】

- 1.平成17年度事業報告、同決算について
- 2.平成18年度事業計画について

茨城県電子申請講習会

21日 PM1:15~PM5:00

【内容】

- テーマ「はじめます、電子申請！」
場 所 茨城県開発公社ビル3F大会議室
内 容
- ・電子申請の実務
 - ・茨城県の電子申請システムと行政書士の代理人申請
 - ・日本商工会議所 行政書士用電子証明書(1-G)割引プラン

制度推進部会

23日 PM10:00~PM12:00

【内容】

- 1.平成17年度事業報告・同決算について
- 2.平成18年度事業計画・同予算について
- 3.啓蒙活動粗品について
- 4.雇用行政書士に関する照会の対応について
- 5.平成17年度社会貢献への取組みに関するアンケート調査の結果報告について

正副会長・各部長・委員会会議

23日 PM1:30~PM5:00

【内容】

- 1.平成18年度事業計画(案)・同予算(案)について
- 2.各部の組織編成について、意見交換を行い、具体的対応について協議した。



成年後見全国行政書士協議会
設立へ向けての意見交換会

24日 PM2:00~PM4:40

【内容】

全国の行政書士を中心としたNPO等により成年後見制度に関する活動を行っている団体による意見交換会。

成年後見制度内における行政書士の地位及び役割の再確認、全国組織へ向けて展望の可能性を模索し、積極的に展開すべきかについても意見交換を行う。

【決定・検討事項】

全国で展開されている、行政書士を中心とした成年後見に関するNPO活動の意見交換（活動報告）を行う。

1. 行政書士が求められる活動
 - ・成年後見制度の中における調整機能を果たすこと。
 - ・その他、各会より意見あり
2. 全国統一組織の策定について
 - ・あるのが望ましいが、各単位会で行っている現在の活動を最大限活用すべきでは？
 - ・まず全国統一組織を設立すべき
 - ・その他、各会より意見あり資料は事務局で閲覧できます。

宇都宮市情報政策課との協議

27日 AM10:30~AM11:30

【内容】

昨年12月に提出した要望書について、担当情報政策課との協議

1. 電子申請全般について
2. 代理申請の当初からの実装について
3. 今後の情報交換について
4. 茨城県の電子申請事例について

司法支援センター意見交換会

27日 PM1:30~PM4:10

【内容】

日本司法支援センター（法テラス）に関する意見交換会（第2回プレ地方協議会）が開かれ出席した。

法的トラブルに悩む人に情報やサービスを提供するため、同センターを4月に設立し、10月頃から業務の開始に向けての栃木地方事務所の準備会であった。

【決定・検討事項】

- ・同センターの地方事務所は全国50ヶ所設置する。
- ・県内では宇都宮市内に地方事務所を設置する。
- ・同センターの業務の中で情報提供業務があり、紛争を抱えてアクセスした方に法律相談窓口や法律サービスを提供するため、機関団体を選んで紹介する振り分け相談業務に対する協力要請があった。

支局情報

【宇都宮】

宇都宮支部研修会開催

平成18年2月9日(木)13:30から16:00まで、行政書士会館会議室において宇都宮支部主催の研修会（参加者21名）が開催されました。講師は金敷裕会員にお願いし、「初心者のための建設業」をテーマに、基礎的なことから丁寧に解説して頂きました。プロジェクターの使用により視覚的に分かりやすく、また実務経験に基づく内容も盛り込まれ、初心者のみならず既に実務に携わる者にとっても役立つ研修会となりました。

（副支部長 田代昌宏）





経営事項審査に係る改正及び再審査について

監第234号

平成18年3月6日

栃木県行政書士会会長 様

栃木県土木部次長兼監理課長 鈴木 誠一

経営事項審査に係る改正及び再審査について（通知）

本県における土木行政の推進につきまして、日ごろから御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年1月13日付け監第212号「建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について及び「経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について」の通知のとおり、平成18年4月1日（一部は5月1日）から同施行規則等が施行されます。

これに伴い、改正以前に経営事項審査を受審された建設業者のうち希望される方につきましては、再審査を行いますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、受審対象者には別添写しのとおり直接通知していることを申し添えます。

また、大臣許可業者の取扱いについては、業者に対して別途国から直接通知される予定です。

今回の再審査の受審は任意となります。従って、再審査を受けないことにより、現在の経営事項審査結果通知書が無効になるものではないことを追記いたします。

土木部監理課建設業担当

TEL:028-623-2390

以下、添付資料より抜粋します。

詳細は事務局に備え付けの資料か栃木会ホームページの会員ページをご覧ください。

1. 対象者

平成18年4月30日までに経営事項審査を受審した方で、審査基準日が平成16年10月1日以降であるもの（申請日の直前の審査基準日に係るもの）

なお、栃木県における平成19・20年度の入札参加資格に係る経営事項審査の審査基準日は平成17年8月1日～平成18年7月31日となります。

2. 再審査の項目

- (1) 経営事項審査の経営規模における完成工事高（X1）の評点テーブルの改正
- (2) 防災協定の締結の有無（国、特殊法人等又は地方公共団体と災害時における防災協定を締結している建設業者に加点する）

3. 再審査の申し込み（再審査に伴う手数料は無料）

- (1) 申込先
本店所在地を管轄する土木事務所（経審受付窓口）
- (2) 受付期間
平成18年5月1日～平成18年7月31日（期日厳守）

(3) 提出書類

次に掲げる ~ (X1 評点テーブル改正に係る再審査のみであれば ~) の書類
左上をホッチキス1ヶ所止めにし、正・副各1部(A4版)提出してください。

〔提出書類一覧〕

- 経営事項再審査申請書(建設業法施行規則別記様式第25号の11)
 - 2(1)のX1 評点テーブルに係る再審査のみであれば、
別紙三「その他の審査項目(社会性等)」は不要
- 現行の基準で受審した経営事項審査申請書の写し
(建設業法施行規則別記様式第25号の11)
- 現行の基準で受審した経営事項審査結果通知書の写し
- 防災協定締結の有無に係る確認書類(審査基準日時点で2(2)の防災協定を
締結しており、締結「有」として申請する業者のみ添付する)

栃木県が防災協定締結先の場合

協定等の名称	審査基準日の属する日	確認方法及び添付書類
災害時における応急対策 業務の実施に係る協定書	H16.10.1~H17.10.25	栃木県建設産業団体連合会が発行する 証明書(審査基準日時点で県産連構成団 体の会員かつ業務協力者である内容が 記載されているもの)
	H17.10.26以降	協定に基づき提出された、土木事務所保 管の業務協力者名簿(添付書類は不要)
災害時の応急対策業務の 実施に関する覚書	H17.10.26以降	覚書の写し(審査基準日時点で締結して いることが確認できるもの)

その他(国、特殊法人、市町村など)が防災協定締結先の場合

- ア) 協定書等の写し(審査基準日における締結が確認できるもの)
申請者が防災協定を締結している団体の構成員である場合は、ア)に加えて
- イ) 審査基準日において当該団体に加入していたことを証明する書類
- ウ) 審査基準日において申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類
(業務協力者名簿・活動計画書・活動報告書等)

防災協定締結の有無の確認については、平成18年5月1日以降の経営事項審査においても
上記と同様に取扱います。

(5) 申請書記載にあたっての注意事項

- 「申請者」の欄には、主たる営業所の所在地等を記載する等、通常の経営事項審査の申請
書の記載方法と同様とすること。
- 「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を
記載すること。
- 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日(左下の通知日)を記
載すること。
- 「申請等の区分」はコード4を記載すること。
(総合評定値を申請しない場合はコード5を記載する。)

平成18年度経営事項審査予定表

平成18年2月24日現在

日/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	土			土			日					
2	日			日		土			土			
3		祝日	土			日		祝日	日		土	土
4		祝日	日					土			日	日
5		祝日			土			日				
6		土			日					土		
7		日					土			日		
8	土			土			日			祝日		
9	日			日		土	祝日		土			
10			土			日			日		土	土
11			日					土			日	日
12					土			日			祝日	矢板 大田原
13		土			日					土		宇都宮
14		日					土			日		栃木
15	土			土			日	栃木 烏山	大田原 矢板		宇都宮	真岡 烏山 足利
16	日			日		土		真岡	土		日光 大田原	鹿沼 日光 佐野
17	宇都宮		土	祝日		日		大田原 佐野	日		土	土
18	足利		日	宇都宮	大田原	祝日	矢板 佐野	土	宇都宮 日光		日	日
19		鹿沼 佐野			土		宇都宮	日	栃木	栃木	足利	
20	烏山	土			日	大田原	栃木	大田原	宇都宮 足利	土	栃木	
21	鹿沼 佐野	日		鹿沼 日光 佐野	宇都宮	真岡 烏山	土	宇都宮	真岡 烏山	日	宇都宮 佐野	祝日
22	土	宇都宮	真岡 烏山	土	宇都宮	鹿沼 佐野	日	宇都宮	鹿沼 佐野	宇都宮	真岡 烏山	
23	日	日光 足利	鹿沼 佐野	日	栃木	土	宇都宮	祝日	土	鹿沼 足利	鹿沼	
24	大田原	大田原	土	栃木	真岡 烏山	日	足利	鹿沼 日光	日	宇都宮 佐野	土	土
25	日光 真岡 矢板	真岡 烏山	日	矢板 足利	鹿沼 佐野	栃木	大田原	土		真岡 烏山	日	日
26	栃木	矢板	矢板 大田原	大田原	土	日光 矢板 足利	真岡 烏山	日		日光 矢板	栃木 矢板	
27		土	日光 栃木	真岡 烏山	日	宇都宮	鹿沼 日光	栃木		土		
28		日	宇都宮 足利		日光 矢板		土	矢板 足利		日		
29	土	栃木		土	栃木 足利	土	日			栃木 大田原		
30	日			日								
31												土

2/24 現在の予定ですので、変更になる場合があります。詳しくは、各土木事務所にお問い合わせ下さい。



建設業許可申請における 栃木県市町村コードの一部変更について

市町村の合併に伴い、一部の市町村コードが変更となりました。
日光市については、合併日からの適用となります。

2006年3月20日現在

印：「建設業許可申請の手引 平成17年4月 栃木県土木部」からの変更点

事務所	市 町 村 コ ー ド					
宇都宮	宇都宮市 09201	上三川町 09301	南河内町 09302	上河内町 09303	河内町 09304	
鹿沼	鹿沼市 09205	西方町 09321				
日光	日光市 09206					
真岡	真岡市 09209	二宮町 09341	益子町 09342	茂木町 09343	市貝町 09344	芳賀町 09345
栃木	栃木市 09203	小山市 09208	壬生町 09361	石橋町 09362	国分寺町 09363	
	野木町 09364	大平町 09365	藤岡町 09366	岩舟町 09367	都賀町 09368	
矢板	矢板市 09211	さくら市 09214	塩谷町 09384	高根沢町 09386		
大田原	大田原市 09210	那須塩原市 09213	那須町 09407			
烏山	那須烏山市 09215	那珂川町 09411				
佐野	佐野市 09204					
足利	足利市 09202					



農地法の許可申請に係るお知らせ

農計号外

庁内関係機関の長 様

農務部農地計画課長

「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の一部改正に伴う
農地法に係る許可権限の移譲について（通知）

農地行政の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
県では、農地法に係る許可権限の一部について、平成15年4月1日から宇都宮市に、
平成16年4月1日から足利市及び小山市に対して移譲しております。

このたび、標記条例の一部改正に伴い、宇都宮市に対して、移譲済みの許可権限に加え、
下記により地方自治法第252条17の2の規定に基づき移譲することとなりましたので
お知らせいたします。

なお、農地法関係の許認可につきましては、平成18年4月1日以降、別紙のとおりと
なりますので、御承知おきくださるようお願い申し上げます。

記

- 1 追加移譲する権限
2haを超え4ha以下の農地等に関する転用許可権限等
- 2 移譲期日
平成18年4月1日

栃木県農務部農地計画課 農地調整班（担当 櫻井） TEL: 028-623-2348
--

農地法の許可申請に係るお知らせ（栃木県）

平成18年4月1日からは県内各市町村の農地に係る農地法の許可権者は、それぞれ次の表のとおりとなります。

なお、農地法関係の許可申請の提出窓口は、従来どおり各市町村農業委員会（大臣許可に係る申請については、栃木県農務部農地計画課）であり、変更はありません。

詳しくは、栃木県農務部農地計画課又は農地振興事務所等にお問い合わせください。

農地法の許可申請等の内容	右の3市以外の市町村	宇都宮市、足利市及び小山市
1 農地法第3条第1項の農地等の権利移動の許可		
ア 農地等（農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）の権利を取得する者が、個人又は農業生産法人であり、その市町村の区域内に住所のある場合	市町村農業委員会	宇都宮市農業委員会 足利市農業委員会 小山市農業委員会
イ 農地等について農業協同組合が農業経営の受託を受け権利を設定する場合	県農業振興事務所長	
ウ 農地等の権利を取得する者が、個人又は農業生産法人であり、その市町村の区域外に住所のある場合		
エ 農地等の権利を取得する者が、農業生産法人以外の法人の場合		
オ 農地等に設定される権利の種類が、民法第269条の2第1項の地上権等である場合		

農地法の許可申請等の内容	右の3市以外の市町村	宇都宮市、足利市及び小山市
2 農地法第4条第1項の農地の転用(いわゆる自己転用)の許可(届出)		
ア 同一の事業の目的に供するため、4haを超える農地を農地以外のものにする場合(イの場合を除く。)	関東農政局長	関東農政局長
イ 政令で定める地域の開発又は整備に関する法律の定めるところに従い、4haを超える農地を農地以外のものにする場合	栃木県知事	栃木県知事 宇都宮市農業委員会
ウ 同一の事業の目的に供するため、2haを超え4ha以下の農地を農地以外のものにする場合		
エ 同一の事業の目的に供するため、2ha以下の農地を農地以外のものにする場合(オの場合を除く。)	県農業振興事務所長	宇都宮市農業委員会 足利市農業委員会 小山市農業委員会
オ 同一の事業の目的に供するため、1ha未満の農地を農地以外のものにする場合		
カ 市街化区域内の農地を農地以外のものにする場合の届出(面積要件なし)		
3 農地法第5条第1項の農地等の転用のための権利移動の許可(届出)		
ア 同一の事業の目的に供するため、4haを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合(イの場合を除く。)	関東農政局長	関東農政局長
イ 政令で定める地域の開発又は整備に関する法律の定めるところに従い、4haを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合	栃木県知事	栃木県知事 宇都宮市農業委員会
ウ 同一の事業の目的に供するため、2haを超え4ha以下の農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合		
エ 同一の事業の目的に供するため、2ha以下の農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合(カの場合を除く。)	県農業振興事務所長	宇都宮市農業委員会 足利市農業委員会 小山市農業委員会
オ 同一の事業の目的に供するため、1ha以上の採草放牧地について権利を取得する場合(農地を含む場合を除く。)		
カ 同一の事業の目的に供するため、1ha未満の農地等について権利を取得する場合		
キ 市街化区域内の農地等について権利を取得する場合の届出(面積要件なし)	市町村農業委員会	
4 農地法第20条第1項の農地等の賃貸借の解約等の許可(通知)		
ア 農地等の賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約、賃貸借の更新をしない旨の通知をする場合	栃木県知事	宇都宮市農業委員会 足利市農業委員会 小山市農業委員会
イ 許可を要しない場合(1項ただし書き)の農業委員会への通知(法第20条第6項)	市町村農業委員会	小山市農業委員会

平成18年3月31日までに提出された許可申請等で、同日までに許可、不許可又は受理に至らず、かつ、平成18年4月1日から宇都宮市農業委員会が処理することとなる事務については、宇都宮市農業委員会会長に対してなされた申請等とみなされますので、申請者において特に必要となる手続はありません。

農地法に係る権限移譲
についてのお問い合わせ先

栃木県農務部農地計画課	農地調整班	028-623-2348
栃木県河内農業振興事務所	管理部管理課	028-626-3059
栃木県下都賀農業振興事務所	管理部管理課	0282-23-3425
栃木県安足農業振興事務所	管理部管理課	0283-23-1455
宇都宮市農業委員会事務局		028-632-2815
足利市農業委員会事務局		0284-20-2238
小山市農業委員会事務局		0285-22-9243

その他農地法の許可等
についてのお問い合わせ先

各農業振興事務所	管理部管理課
各市町村農業委員会事務局	



「会社法施行規則」「会社計算規則」及び 「電子公告規則」の公布について

平成18年2月8日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士連合会
事務局 業務課

「会社法施行規則」「会社計算規則」及び「電子公告規則」の公布について

平成18年2月7日付にて、「会社法施行規則」(法務省令第十二号)、「会社計算規則」(法務省令第十三号)及び「電子公告規則」(法務省令第十四号)が公布されました。つきましては、以下のサイトで閲覧できますので、お知らせいたします。なお、施行日は会社法の施行の日とされておりますので、ご承知おき願います。

官報：

平成18年2月7日付 官報号外第25号

法務省URL：

<http://www.moj.go.jp/>

以 上

上記官報は、事務局でご覧になれます。



境界確認書再交付の有料化について(宇都宮市)

宇都宮市では、受益者負担の観点から手数料条例の改正を行い、平成18年4月1日より、境界確認書の再交付を有料とすることとなりました。

1. 有料化する書類

本市が所有する土地に関する境界確認書

2. 開始時期

平成18年4月1日申請から

3. 料金体系

1件につき400円

4. 申請書式

変更なし

5. その他

再交付する境界確認書は、宇都宮市個人情報保護条例の内容を踏まえた上での交付となります。

(建設部土木管理課)



懲戒処分等のインターネット及び 月間日本行政での公表の開始について

日行連発第1082号
平成18年2月17日

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士連合会

会 長 宮内 一三
総務部 部長 栗蔵 富雄

懲戒処分等のインターネット及び月間日本行政での公表の開始について

近年、職務上請求書の不正使用や弁護士法違反等の行政書士による不正行為が新聞等のマスコミで頻繁に取り上げられております。日行連では、国民からの信頼の確保と不正行為の抑制、会員のモラルの向上を図るため懲戒処分事案を日行連ホームページ及び月間日本行政で公表することとしました。

このことにつきましては、昨年7月の理事会においてご報告し、根拠規定として「事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則」を制定したところですが、この度別紙のとおり公表することといたしましたのでご報告いたします。

以 上

別紙は、事務局でご覧になれます。

政連だより

月日 / 曜日		内 容	出 席 者
9月	30日 金	諏訪利夫氏宇都宮市議会議長 就任祝賀会（宇都宮支部主催）	会長 秋田副会長 前澤副会長 堀越副会長 宮嶋幹事長 岡井副幹事長
10月	4日 火	船田元氏選挙対策本部解散式	宮嶋幹事長
	8日 土	諏訪利夫氏市議会議長就任祝賀会	会長 秋田副会長 前澤副会長 堀越副会長 宮嶋幹事長 岡井副幹事長
11月	28日 月	知事と語る会	会長 前澤副会長
12月	15日 木	西川公也氏を励ます会	会長 秋田副会長 宮嶋幹事長
	18日 日	平成17年度第3回幹事会	常任幹事 幹事 会計責任者 会計監事
1月	4日 水	宇都宮市賀詞交歓会	会長 前澤副会長 宮嶋幹事長 岡井副幹事長
	15日 日	森山まゆみ氏後援会 新年の集い	会長
	21日 土	西川公也氏新春互礼会	会長 前澤副会長
2月	13日 月	福田富一氏賀詞交歓会	会長 秋田副会長 前澤副会長 堀越副会長 宮嶋幹事長
	18日 土	2006 公明党・新春政経文化懇話会	会長 宮嶋幹事長 岡井副幹事長
3月	4日 土	自民党栃木県支部連合会結成 50年記念「政経文化パーティー」	会長 宮嶋幹事長 前澤幹事長

おじゃまして〜す!



今回は、1997年から3期6年、当会の財務経理部部長として活躍された足利支部の牧野先生の事務所を訪問しました。

足利市というよりも、すぐ近くの橋を越えると桐生市という、足利市最西端に事務所があります。もっとも、牧野先生の場合、行動範囲は栃木県にとどまらず、文字通りの「東奔西走」「墨突くろまず」なので、事務所にいる先生と会えるのは幸運なのです。

まずは定型インタビューから。

1. 氏名
牧野 稔 (まきの みのる)
2. 事務所
足利市小俣町465-4
3. 入会年月日
昭和53年4月
4. 入会の動機
同業の森先生のアドバイス。議事録、官公庁提出書類は行政書士でなくては作成できない。法令違反を避けるため。
5. 専業か兼業か
兼業(税理士)
6. 得意業務
相続全般、会社設立、議事録作成等
7. 苦勞していること
他の専門分野がわからず、専門化しているのが苦勞の種です。

8. 行政書士になってよかったこと
人との交わりに尽きます。実にユニークな人に囲まれており、多様性を楽しんでいる

9. モットーは
「人の為に生きる」

10. ご家族は
妻、子供4人、犬1匹

11. 趣味
考古学、古生物学、社寺めぐり

12. 特技
なし

13. 好きな場所
奈良・飛鳥地方

14. 好きな色
明るいブルー

15. 好きな言葉
「天に宝をつめ」(聖書より)

16. 一言
行政書士は取得するのに難しいし、事業としても難しい。社会的にも地位向上に一人一人が積み上げるしかない。一步一步の努力のみ

牧野先生がカラオケで歌う歌は、その季節にあったフォークソングで、今の時期なら、さしずめ「なごり雪」でしょうか。夏「岬めぐり」を聞いたことを思い出しました。

牧野先生の目線はいつも、人よりもちょっと遠くを見ているような気がします。そして原点を見失わない目線。時には国際的な見地から、ある時は星空や宇宙の視点から、またある時は歴史に思いを馳せて。短いコメントの中に、誠実なお人柄を感じさせられたことがよくありました。

税理士でもある先生にとって、今は超多忙な時期。どうぞお体に気をつけて。

まっすぐな視線からのご指導をこれからもよろしくお願いたします。(広報部 新井紀代)

六十路のドライブ

其の7 杖突街道

1 昨年春信州高遠城の櫻を見にドライブした時の話である。

152号線(杖突峠)は諏訪市と高遠町の境にある峠で標高1247m、諏訪側の峠道が険しいのでその名が付けられたという。古来から甲斐と伊那谷を最短距離で結び、物資(塩の道)や旅人の行き交う街道であった。歴史的には天文11年の諏訪一族の内紛で、武田に呼応した、一族の高遠頼継が諏訪に攻込んだ道であり、武田氏と不和になり、諏訪から逃げ帰った道でもある。それから僅か3年を経ずして天文14年武田信玄が諏訪頼継の本拠、高遠城を攻略したのもこの道である。

戦国時代は立場を変え、信玄が亡くなり、織田が高遠城を落とし、大軍団が勝頼の本拠に追った道もこの峠道である。時代は下って徳川時代、歴代高遠藩主が参勤交代に使用された歴史がある道で、古代からの東山道との説もある。

また更に時代が下ると、廃藩置県で城下町の存在が無くなり街道の宿制も廃止される。明治十年以降は伊那谷の政治の中心は高遠町を離れ、現伊那市に移り、更に中央線全線開通以降伊那地方の玄関口は辰野となり、往古からの歴史ある街道も脇道に追いやられるようになった。

さて街道の歴史についてはしばらく筆を置き、今は、自動車ですげな九十九折りの急坂をものともせず短時間で上り下りして、昔のよすがを余り身を感じさせない。九十九折りの木立の切れ目や両側の木立の間は抜けるような青空を見せて、近くは諏訪の市街地が、遠くにはアルプスの山々を見渡せる場所があるのに反して、未だ、日中の二時過ぎでしかない峠道は既に日陰を帯びて薄暗く、峻険さを増し山際の日陰には除雪した塊が残っている。そして仮に、その陰影に一人静かに身を置くならば、時には陸続として甲冑に身を固めた、兵卒の足音や将士の跨る駒の蹄の音が聞こえて来そうな峠道でもある。

ガイドブック等には、この街道の諏訪側を眺める景色は、眼下に諏訪盆地のパノラマが、水平線の彼方には八ヶ岳の連山、その左奥には霧ヶ峰や北アル

プス連山が見渡せ、信州の三景観の一つとして数えられている。峠の茶屋はその景色を堪能出来る最たる場所らしいが、噂に違わず、駐車場は立錐の余地がない。

峠を境に茅野市から高遠町になる。峠の登り坂に比べて下りは、なだらかで春の陽光を一杯浴び、まさに、春うらら、そのものである。林を抜けると右側の谷間に田圃が緩やかな傾斜地に段々と裾野に向かって広がりを見せている。道は拡幅されて走りよく行き交う車は少なくゆったりと走る。

この街道筋の宿制について、今、走っている道筋に1681年(天和元年)藤沢御堂垣外宿、栗田宿、四日市場宿の3カ所が設置され甲州道中並の伝馬賃銭となった記録がある。「高遠の歴史年表から」

その中で峠の麓にある御堂垣外宿は利用度が高く知られており、此処から金沢峠越しに甲州街道に出る道(現、県道中山松倉線、途中まで)があり、一般庶民や旅人、伊那谷に知行所を持つ旗本や大名が、参勤交代にこの道を利用していた。

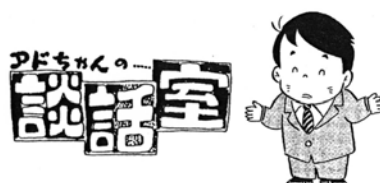
街道は集落のはずれを通っており、古い民家で一般的な農家の佇まいを眺めただけで、その昔の歴史的なよすがを、通りがかりの一見の花見客では分かる筈もなく、この編に記述するにあたってインターネットを検索したら、「金沢峠への道」がヒットし詳細を知ることが出来た。

資料を見ると麓に連なる集落は街道から見えないが以外に大きく、過疎地にも現代的な施設が出来ていることや、今以て潜り戸のある古色蒼然とした古い民家があることを知る。

街道の道路を挟んだ集落で極端に狭くなるところがあり、大型バスのすれ違いが出来ない箇所が僅かに往古の街道の姿を留めている。また、この谷間の里には、杖突峠や守屋山等周りの山々から流れ込む自然豊かな藤沢川があり、処により道路に沿って流れ下る。

反面この川筋にも大きなコンクリートの砂防堰堤が出来て遊水池となっている箇所も見受けられ自然の姿を変えている。谷間の深い川筋は岩魚の釣場としてもファンに名が知られている。杖突峠から十六ヶ所余、目的地の櫻の名所に辿り着く。

度会 敏



Congratulations!

堀越功氏 黄綬褒章受章祝賀会



平成18年2月8日(水)午後6時から、ホテル東日本宇都宮において、黄綬褒章を受章された堀越功先生の祝賀会が開催された。福田富一栃木県知事をはじめとする多数の来賓の皆様のご臨席をいただく中、堀越先生の嗜まれている能楽の披露もあり、盛大な中にも香り高い祝賀会となった。

堀越先生といえば忘れられないのが、栃木県行政書士会の黎明期である。今でこそ立派な会館を有し、会員数742名の、押しも押されもしない組織だが、その始まりは、市役所敷地の片隅の小屋であった。何もなかった栃木会に道筋をつけていったのが堀越先生をはじめとする、森章先生(足利支部)、田中鐵之介先生(佐野)、若菜佐先生(栃木)、猿山清吉先生(栃木)らの、税務に明るい先生方であった。この黎明期から今日まで、いわば栃木会の生き字引のような存在が堀越先生なのである。

福田知事のご挨拶の中に、「下手、達者、上手、名人」という能楽に関連した言葉の引用があったが、当日は、宝生流の皆様による「仕舞」と「謡」が披露された。演目はそれぞれ「羽衣」「難波」と「高砂」である。

最後に、建築設計事務所協会本澤宗夫会長が音頭を取って、堀越功先生ご夫妻をお祝いして出席者全員による万歳三唱を行った。

「謡や舞などゆったりとした時間の中で生まれ培われてきた能は、進転(変化)の激しい現代において、いままで気づかなかった自分自身の「静」を考える出会いでもあります」と先生の言葉の中にある。

長い間、業務会務に誠実に取り組まれてきた先生の力の源は、いつも自分自身の「静」と向き合う深さだったのかもしれない。

堀越先生、受賞おめでとございました。

(広報部)

いろは今昔

へ...街乳山(台東区)か?

と...赤坂豊川稲荷(港区元赤坂)か?

ち...ちんぜい八郎

源為朝のこと。保元の乱に敗れて伊豆大島に流された。『椿説弓張月』他為朝を主人公にした物語は多いという。「八郎」は、為義の八男ゆえか。「ちんぜい」は鎮西。

ところで寿語六では、「此所八丈島にて出ることならず」とある。史実に基づいてのユーモアのある構成というべきか。

り...両国回向院(墨田区両国)

ぬ...ぬけ弁天(新宿区巖島神社)

「苦難を切り抜ける」という意味から、「抜け弁天」と称され、庶民から信仰されたそう。江戸六弁天の一つ。源義家が奥州鎮定のお礼に祭ったのがおこりという。参道が南北に難なく通り抜けられ、そこからの「苦難を通り抜け」である。

る...るり殿薬師(台東区上野寛永寺)

京都の鬼門を守る比叡山・延暦寺に対して、江戸の鬼門を守る寺として作られた。家康と家光は特別扱いで日光東照宮に葬られたが、残る歴代将軍13人のうち、家綱、綱吉、吉宗、慶喜ら7人がここに葬られた。

「瑠璃」は、もともと薬師如来を瑠璃光如来と呼ぶことからきているという。しりとりなどでよくつまってしまうのが「る」だが、瑠璃という言葉があってよかったなあと思った。

を...おきな稲荷(中央区日本橋茅場町)

江戸時代には江戸橋広小路にあった



弓の名人だったという
鎮西八郎源為朝
寛永寺五重塔(重文)





洞窟探検第2弾。前回福島県の入水鍾乳洞の記事を掲載したところ、栃木県内のちょっと立ち寄れる鍾乳洞はないの？との問い合わせがあり、早速ではありますが私が最近遊びに行ってきた、かわいい鍾乳洞を2箇所ほど紹介します。1箇所目は、佐野市会沢町にある「宇津野洞窟」全長100mの横穴で、入洞は無料！小さい割にはしっかりとした石灰岩の鍾乳石があり、観光客もいなく、地元でもあまり知られていない穴場の存在、ひとり時間の流れを征服した気分になれます。2箇所目は、栃木市出流町にある出流鍾乳洞です。坂東17番札所、出流山満願寺。駐車場から約15分程（私は途中でバテてしまい25分もかかってしまいました。）登山道を歩くと、杉木立に覆われた渓谷の絶壁に建られた奥之院拜殿の中に鍾乳洞「大悲霊窟」があります。その他、山内には、大日霊窟・不動霊窟・大師霊窟・胎内くぐりなどの鍾乳洞が点在しています。（全てを回る場合は、前日からお酒とタバコは控えめに！息がつかまません）入山料は大人300円・子供200円と有料ではありますが、家族とハイキング感覚で散策

すれば1日かけて遊べます。今の時期とにかく寒いので1枚多めに着込んで行って下さい。

（支局長 土方美代）



▲ 宇津野洞窟

佐野市会沢町1078

9:00～16:00

年中無休

◀ 出流鍾乳洞 奥の院

栃木市出流町288番地

7:00～17:00

無休

表紙写真



旧国道4号線（現県道黒磯高久線）は東北と東京を結ぶ交通、経済の大動脈で那須塩原市と那須町の境を流れる那珂川に架設されたのが晩翠橋である。

初代は明治17年、県令三島通庸が陸羽街道の開通に伴い架設した木橋であったが、その後明治27年、同41年、大正12年の洪水で流出してその都度再建され現代の5代目は昭和7年道路改修により多少場所は移動して架け替えられたが実に74年前のことである。

晩翠橋（那須塩原市）

橋の長さ127.8メートル幅員8.7メートルあり県内有数の名橋に数えられ、下部構造の美しいアーチが特徴で、現在全国に2橋しか残存していないとのことである。

平成12年に優れた土木技術が評価され『土木学会選奨土木遺産』に認定された。

昭和初期から日本経済の流通や那須温泉観光客の通行を支え昭和54年国道4号線黒磯バイパスが開通し新晩翠橋が架設されて主役は譲ったが今なお地域住民の身近な橋として経済や生活を支え続けている。

5代目晩翠橋

晩翠橋の橋名の由来は定かではないが、晩翠とは広辞苑によると『冬枯れのときになっても木々が緑色であることを言う』ことから四季を通じ両岸からせり出した松の緑の景観から呼称されたようです。

（広報部 大石 勇）




平成17年度 行政とちぎ INDEX ~ 通達・連絡のページ ~

- 2005.4 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の改正概要
 新不動産登記法の概要
 開発許可基準が改正になりました
 納税証明書交付請求時における行政書士の本人確認について
- 5 宇都宮地方法務局氏家出張所の統合に伴う登記事務の取り扱いの変更について
- 6 「事務所名称に関する指針」の改正について
- 7 成年後見登記に係る証明書交付の際の本人確認について
 開発許可基準の改正について（宇都宮市）
- 8 栃木県にも行政書士が「診断書類」を作成提出できるようになりました！
 職務上請求書の不正使用と知事による業務禁止処分について
 国土利用計画法に基づく事後届出制の周知について
 「会社法」の公布について
 「有限責任事業組合契約法の施行令案」について
 平成17年度行政書士試験要項（抜粋）
- 9 地籍調査実施地区における土地の表示の異動に伴う登記申請等の市経由について
 建設業の許可申請及び経営事項審査の申請に係る各様式のダウンロードサービスについて
 栃木県農務部と栃木県行政書士会との業務連絡会の内容について
 社労業務取扱証明書の発行について
- 10 平成17年度屋外広告物講習会のお知らせ
 成年後見制度に関する届出書の一部改正等について
- 11 既存宅地確認制度の経過措置について
 粟野市が鹿沼市へ編入することに伴う登記事務の取扱いについて
 烏山支局における商業・法人登記事務のコンピュータ処理の開始について
 建設業許可申請における栃木県市町村コードの一部変更について
- 12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 2006.1 市町村合併に伴う建設業許可業務等の所管土木事務所の変更について（下野市）
 市町村合併に伴う登記事務の取扱いについて（下野市）
- 2 建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について及び
 「経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について
 甲種受託者による出張封印について
 日光市新設に伴う登記事務の取扱いについて
- 3 経営事項審査に係る改正及び再審査について
 平成18年度経営事項審査予定表
 建設業許可申請における栃木県市町村コードの一部変更について
 農地法の許可申請に係るお知らせ
 「会社法施行規則」「会社計算規則」及び「電子公告規則」の公布について
 境界確認書再交付の有料化について（宇都宮市）
 懲戒処分等のインターネット及び月間日本行政での公表の開始について

栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(平成18年2月28日現在)

	支部・氏名	会員登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	小山	1892	H18.2.1	329-0103	下都賀郡野木町 大字若林 45-6	0280-56-2688	
	大塚正人	06120154					

【退会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
上都賀	尾崎重雄	H18.1.17	廃業	宇都宮	保坂貞夫	H18.2.20	廃業

【変更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
鹿沼	徳原清一	1121	事務所	鹿沼市中粕尾 1141-1
鹿沼	阿部昌征	1842	事務所	鹿沼市口栗野 951-3
小山	吉田史郎	1869	事務所	下野市祇園 5-18-6
鹿沼	城守澄子	0907	事務所	鹿沼市酒野谷 951
塩那	萩原正紀	1292	事務所	那須烏山市横枕 130
小山	細川幸義	1873	事務所	下野市石橋 265-12

平成18年度

栃木県行政書士会定期総会

日本行政書士政治連盟栃木会定期大会

日時：平成18年5月19日(金)

時間：午後1時30分～

場所：「小山グランドホテル」



会員皆様のご参加をお待ちしております。

「会員ギャラリー」(新設)のご案内

会報の裏表紙を利用してのギャラリーです。デジカメによる風景写真にとどまらず、趣味の作品など、広く「ギャラリー」感覚でご紹介するコーナーです。

とっておきのシーンやご自慢の一品など、形にとらわれないギャラリーとしてご活用下さい。

掲載ご希望の方は、広報部まで。

TEL：028-635-1411 FAX:028-635-1410

e-mail：gyosei-isoda@mail.gt9.or.jp

お詫びと訂正 ～行政とちぎ2月号～

行政とちぎ2月号の記載内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

P16「表紙写真」

【誤】橋長、794.5メートル

幅員、2.0メートル

【正】橋長、199.7メートル

幅員、2.5メートル

編集後記

戦後3度目とか、日本海沿岸の豪雪も漸く沈静し三寒四温を繰り返しながら本誌がお手元に届く頃には、日本列島を北上するさくら前線がささやかれていることでしょう。

さて、前月当書士会が社会貢献の一環として広報部をベースにドキュメンタリー山古志村『掘るまいか』のチャリティショーを宇都宮支部の支援を得て開催しましたが、予想を越す参加者で所期の目的を達成することができました。会員各位のご協力に対しスタッフ一同心から厚く御礼申し上げます。

(広報部 大石)

行政とちぎ3月号 351

発行人 栃木県行政書士会
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号
電話 028-635-1411(代)

FAX 028-635-1410
gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
http://www.gt9.or.jp/gyosei

メールアドレス ホームページ 編集 広報部
定価 250円
印刷所 有限会社 高久印刷

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。)

栃木県行政書士会

ホームページを活用しよう!!

http://www.gt9.or.jp/gyosei/



業務案内ページには行政書士検索システムを掲載しています。近くの行政書士がすぐ見つかります。



会報の最新号が閲覧可能です。バックナンバーも見られるので過去の記事もすぐ見つけられます。

会員専用ページには会員向けの最新情報を掲載しています。事務局からのお知らせ等もありますので、まめにチェックするようにしましょう。Webグループウェア、ファイルサーバ、会員専用掲示板はここから入れます。

Webグループウェアに申し込むとウェブメールが利用可能。自分のパソコンがなくても、インターネット環境さえあればチェックできます。携帯に転送しておけば見逃すこともありません。その他、予定通知や電子会議室など、便利な機能が満載です。